

平成28年度から軽自動車税が改正されます

税務係

1 原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車等の税率（税額）について

車種区分		年税額		廃車手続き場所
		平成27年度	平成28年度	
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円	役場税務係 ※1
	90cc以下	1,200円	2,000円	
	125cc以下	1,600円	2,400円	
	ミニカー	2,500円	3,700円	
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円	
	その他	4,700円	5,900円	
二輪の軽自動車		2,400円	3,600円	
二輪の小型自動車		4,000円	6,000円	

* 登録年月日や燃費の環境負荷に関わらず、全ての原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車の税率が変わります。

2 四輪車および三輪の軽自動車の税率（税額）について

車種区分			年税額			廃車手続き場所
			平成27年3月31日以前の登録車☆1	平成27年4月1日以降の登録車☆2	新規登録後13年超の車両(経年重課)☆3	
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	下記記載 ※2
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	
三輪自動車			3,100円	3,900円	4,600円	

☆1 平成27年3月31日以前に新車新規登録済み（自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年3月以前のもの）は、現在の税率を適用

☆2 平成27年4月1日以降に新車新規登録した車（自動車検査証の「初度検査年月」が平成27年4月以後のもの）には、新税率を適用

☆3 上記にかかわらず、平成28年4月1日以降の賦課期日（4月1日）現在に、新車新規登録から13年を超える車には、新税率（経年重課）を適用

* 中古車を購入した場合も、自動車検査証の『初度検査年月』によって税率を決定します。

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について

* 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限る）について、その燃費性能に応じて平成28年度のみ軽自動車税を軽減します。（軽課）

3 廃車手続きはお済ですか？

軽自動車税は毎年4月1日現在、所有者として登録されている方に課税されます。

すでに処分し、廃車の申告をされていない車両はございませんか？

5月に送付いたしました、軽自動車税納税通知書をご確認いただき廃車していない車両がございましたら、廃車、名義変更の届け出をお願いいたします。

※1 役場で廃車できるものは、**原動機付自転車と小型特殊自動車のみ**です。

必要なもの ナンバー、印鑑

※2 それ以外の車両は、**自家用車協会**もしくは、**運輸局**での申告となります。

長野県自家用自動車協会 川西支部 0267-53-2531

長野運輸支局 050-5540-2042（音声ガイダンスに従って操作してください）